

財政援助団体等監査結果に係る
措置状況報告書

(令和7年3月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第10号

令和7年3月13日

東大阪市監査委員	向川茂弘
同	牧直樹
同	菱田英継
同	木村芳浩

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

教育委員会事務局 社会教育部	1
-------------------	-------	---

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 古 川 聖 登

2. 通知を受けた日

令和7年2月6日

3. 監査結果に関する報告

令和5年2月10日監報第6号 監査結果報告書

4. 監査の対象

教育委員会事務局 社会教育部

<検討又は改善を要する事項>

社会教育課

1 備品の管理について

協定書において、指定管理者が管理する備品（以下「管理備品」という。）を定め、これを指定管理者に無償で貸し付けている。

ところで、当該管理備品について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第 193 条において、備品については、備品整理票をはり付けるなどにより、品名、整理番号を表示しなければならないと規定されているが、管理備品に品名等を表示していないもの。
- (2) 前指定管理者が指定管理委託料を財源として購入し、指定管理期間終了後、市に譲渡された備品について、管理備品に定めていないもの。
- (3) 何らかのデータが保存されている可能性のあるパソコンが、使用できない状態で置かれたままになっているもの。

措置内容

一部措置済

(1) 管理備品のうち、永和図書館及び石切分室分につきましては、令和 6 年度に品名・整理番号等を記載した整理票を全備品に貼付いたしました。その他の図書館及び分室分につきましては、現在貼付作業を進めているところです。

(2) 前指定管理者が指定管理委託料にて購入した備品につきましては、令和 6 年度に備品台帳の見直しを行い、管理備品に決めました。

(3) 図書館にあった使用できない状態のパソコンにつきましては、社会教育課で引き取った後、令和 5 年 3 月に適正な手順で廃棄処理をいたしました。

2 図書整理期間について

図書館の重要な管理資産である図書の棚卸については、仕様書に図書整理期間を規定し、毎年度、指定管理者により行われている。

- (1) 協定締結前に開催されたモニタリング会議において、指定管理者から令和 4 年度の実施日について事前報告を受け、これを承認したにもかかわらず、協定書に反映していない。

この日数は開館日に影響を及ぼすものであり、モニタリング会議での合意に基づく協定を締結するとともに、締結後に管理業務の内容を変更する場合は、協定書の規定に基づき書面によりこれを交わされたい。

- (2) 仕様書に規定している図書整理期間は、全日が蔵書点検に充てられており、さらに、分室においては開館日に蔵書点検を行っている。

開館日での実施は十分な点検が行えない要因となり得るものであり、また、図書整理日には蔵書点検のみならず、図書館のレイアウト変更を実施することで利用者満足度の向上が図られると考えられる。今後は、図書館の実態に応じた日数を指定管理者と協議し、仕様書に規定されたい。

措置内容

措置済

(1) 令和 5 年度につきましては、協定締結時点では図書整理にかかる休館日程が確定できなかったため、令和 5 年 8 月 28 日に指定管理者から提出された依頼書に基づき、令和 5 年 9 月 5 日付けで図書整理期間の変更を承認いたしました。また、令和 6 年度につきましては、仕様書において図書整理期間を規定したうえで協定を締結いたしました。

(2) 令和 5 年度以降の図書整理期間につきましては、各図書館の蔵書規模に応じ日数を規定し、図書整理に加え、レイアウト変更を行いました。

3 施設の管理について

花園図書館の管理について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 2階に設置された排煙窓を閉じるための電動設備が故障しており、開閉点検が実施できない状況となっている。

排煙窓は火災発生時等に利用者等の安全を守る重要な設備であり、早期の修繕を検討されたい。

- (2) 3階視聴覚室に設置された天井吊りプロジェクターが故障しており、必要な場合は代替のプロジェクターを使用している。

3階視聴覚室の今後の在り方を踏まえた対応方針を検討されたい。

措置内容

措置済
<p>(1) 2階の排煙窓につきましては、令和6年度に修繕を行いました。</p> <p>(2) 3階の天井吊りプロジェクターにつきましては、型式が古く、修理をしても現在流通しているメディアに十分対応できないことから令和5年度に撤去いたしました。代替として使用していたポータブル型のプロジェクターを、今後も継続して使用していきます。</p>